

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 庄内川・木曽川圏域に係る取組方針

令和4年5月

(令和7年5月一部修正)

庄内川・木曽川圏域 水防災協議会

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 減災のための目標と取組方針	7
4. フォローアップ	19

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとされている。この答申を踏まえて平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省は、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和 2 年度を目途に「水防災意識社会」を再構築する取組を行うこととした。

そのような中、平成 28 年の台風 10 号豪雨により岩手県の管理する小本川が氾濫し要配慮者施設で 9 名が亡くなるなど、県の管理する中小河川などにおいても浸水被害が頻発したことから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川へ速やかに拡大する必要性が生じた。

平成 29 年 6 月 20 日には、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下「緊急行動計画」という。）が取りまとめられた。

更に、平成 30 年 7 月豪雨を始め、近年各地で大水害が発生していることを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ緊急行動計画が改定された。

庄内川・木曽川圏域は、我が国の三大経済圏の 1 つである中部圏に位置し、多くの人口・資産、行政・医療機関、東海道新幹線等の鉄道や東名・名神高速道路等の高速道路の I C といった重要な施設を多数有する愛知県における政治・経済の中枢を担う地域である。

昭和 34 年の伊勢湾台風では、名古屋市南部・西部及び海部郡等で高潮による堤防の決壊で甚大な被害を受けたほか、昭和 51 年、平成 3 年の洪水においても、

大きな浸水被害が発生している。

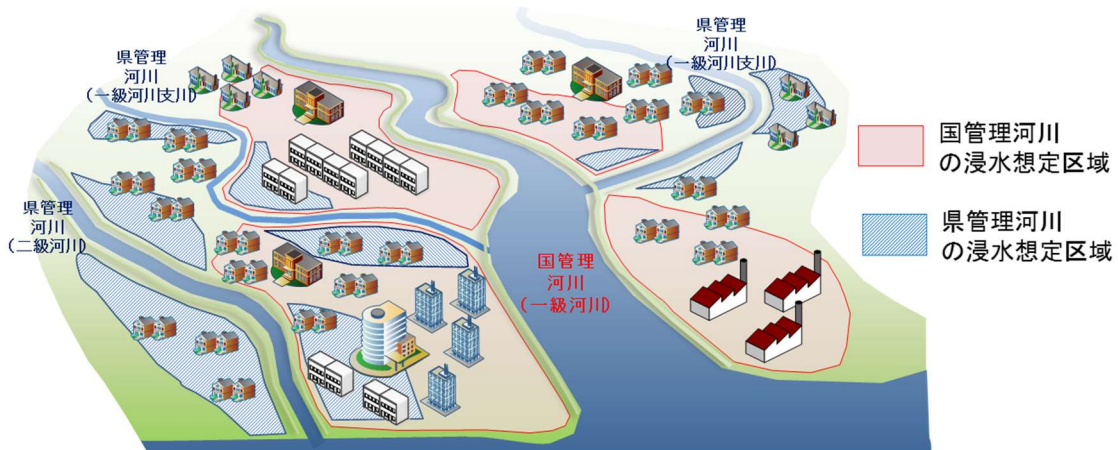
平成12年の洪水（東海豪雨）では、新川で計画高水位を越える水位が長時間継続し、新川堤防が破堤したほか、平成20年8月豪雨、平成23年9月豪雨でも床下・床上浸水による浸水被害が発生している。

庄内川・木曽川圏域の県管理河川等を対象として、地域の特徴を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合、愛知県（防災安全局、建設局、尾張建設事務所、一宮建設事務所、海部建設事務所、知多建設事務所）、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局（木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、庄内川河川事務所）が参画し、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成29年2月に「庄内川・木曽川圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、概ね令和8年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「庄内川・木曽川圏域に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

【本協議会設立の枠組み】



- ◆一級河川木曾川・庄内川（国管理区間）の浸水想定区域を基本に、県管理河川を加えた圏域で設定
- ◆想定される洪水ハザードに対する情報共有や避難行動など、本協議会の取り組むべき内容を検討するにあたり、関係する市町村等が極力分断されないよう圏域を設定。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、表1及び表2のとおりである。また、本協議会が対象とする河川は表3のとおりである。

表1 庄内川・木曽川圏域水防災協議会 会員一覧（1／2）

	構成員
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	名古屋市 防災危機管理局 局長
会員	名古屋市 緑政土木局 局長
会員	一宮市 市長
会員	瀬戸市 市長
会員	春日井市 市長
会員	津島市 市長
会員	犬山市 市長
会員	江南市 市長
会員	小牧市 市長
会員	稲沢市 市長
会員	東海市 市長
会員	尾張旭市 市長
会員	岩倉市 市長
会員	日進市 市長
会員	愛西市 市長
会員	清須市 市長
会員	北名古屋市 市長
会員	弥富市 市長
会員	あま市 市長
会員	長久手市 市長
会員	豊山町 町長
会員	大口町 町長

表2 庄内川・木曽川圏域水防災協議会 構成員一覧（2／2）

	構成機関・役職
会員	扶桑町 町長
会員	大治町 町長
会員	蟹江町 町長
会員	飛島村 村長
会員	尾張水害予防組合 管理者
会員	海部地区水防事務組合 管理者
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 尾張建設事務所 所長
会員	愛知県 一宮建設事務所 所長
会員	愛知県 海部建設事務所 所長
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方気象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 所長

表3 庄内川・木曽川圏域水防災協議会の対象河川一覧

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名	
(一)庄内川	矢田川	○	(一)庄内川	境川		(二)天白川	大高川※	
	守山川※			半之木川			瀬木川※	
	香流川	○		堀川※			手越川※	
	隅除川※			新堀川※			藤川※	
	天神川			八田川	○		植田川※	
	瀬戸川			生地川			繁盛川	
	新川	◎		地藏川			岩崎川	
	大山川	○		新地藏川		(二)山崎川	山崎川※	○
	西行堂川			内津川	○	(二)日光川	日光川	◎
	池田川		(一)木曽川	大谷川			戸田川※	
	外堀川			長戸川※			宝川	
	薬師川			野添川※			善太川	
	新造川			繁田川			福田川	○
	新境川			新繁田川			蟹江川	○
	合瀬川		(二)大田川	水野川			小切戸川	
	中江川			鍼川			目比川	
	新中江川			鍋田川			三宅川	
	原川			鍋田川東支川			領内川	○
	鴨田川			郷瀬川			新堀川	
	水場川			新郷瀬川			光堂川	
	五条川	○	(二)天白川	大田川			野府川	
	青木川	○		渡内川			北古川	
	縁葉川			中川			西條小切戸川	
	巾下川			天白川	◎	(二)筏川	筏川	
	矢戸川			扇川※	○	合計 74 河川		

※名古屋市管理河川

赤字 (◎) : 洪水予報河川 (3 河川) 青字 (○) : 水位周知河川 (12 河川)

【洪水予報河川及び水位周知河川の指定日】

洪水予報河川		水位周知河川	
河川名	指定日	河川名	指定日
新川	平成 14 年 5 月 31 日	矢田川	平成 19 年 6 月 1 日
天白川	平成 20 年 6 月 1 日	香流川	平成 19 年 6 月 1 日
日光川	平成 20 年 6 月 1 日	大山川	平成 21 年 6 月 1 日
		五条川	平成 19 年 6 月 1 日
		青木川	平成 21 年 6 月 1 日
		八田川	平成 21 年 6 月 1 日
		内津川	平成 19 年 6 月 1 日
		扇川	平成 19 年 6 月 1 日
		山崎川	平成 19 年 6 月 1 日
		福田川	平成 21 年 6 月 1 日
		蟹江川	平成 19 年 6 月 1 日
		領内川	平成 21 年 6 月 1 日

3. 減災のための目標と取組方針

(1) 目標

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において多数の孤立者が発生し、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったなどの課題が浮き彫りとなった。

当該洪水による堤防決壊は、現在の整備水準を上回る洪水により発生しており、今後も整備水準を上回る洪水がいつ・どこで発生してもおかしくない状況である。

そうした中、全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。

なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

以上のことから、庄内川・木曽川圏域における県管理河川等において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町村、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とする。

【本協議会の目標】



(2) 取組方針

現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、令和8年度までに各構成員がハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施する項目は、緊急行動計画に位置づけられている施策から選定するものとし、その結果を表4に示す。

さらに、緊急行動計画に位置づけられている施策から、本協議会において実施する事項を選定した施策の他、中小河川の特性を考慮し、「流域の対策」と「みずから守るプログラム」を位置づける。

特に、中小河川の中でも、上流域や流域が小さい河川においては雨の降り方により、急激に河川水位が上昇することから、避難完了までの必要な時間を確保することが困難な場合があることにも十分考慮し、地域の水害リスクに応じた防災教育の実施や「みずから守るプログラム」などの取組を実施していく。

また、庄内川・木曽川圏域は、庄内川・木曽川の大庄管理区間の洪水浸水想定区域をベースに圏域を設定している。そこで、庄内川・木曽川の大庄管理区間において策定されている以下の3つの取組方針と共通する取組の内、特に、水防活動のための取組については、洪水時に中小河川から大河川へ水防活動を移行しながら実施されることが想定される。

- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく土岐川・庄内川の減災に係る取組方針 土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議 令和3年3月
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽川上流の減災に係る取組方針 木曽川上流水防災協議会 令和3年8月
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽三川下流部の減災に係る取組方針 木曽川下流水防災協議会 平成28年10月

そこで、上流域・中流域・下流域など地域特性ごとに対応した取組が必要なことから、中小河川と大河川の特性を十分考慮して、各取組を実施していく。

【地域特性ごとに対応した取組の考え方】

地域特性	河川管理者	水防法の指定	集水面積	水位上昇速度	水害リスク	水害の頻度	水防活動開始までの時間	避難のための主な取組例
上流域	県管理河川 国管理河川	洪水予報・水位周知河川	小	速い	小	大	短い	【行政の公助は困難】 ・みずから守るプログラム ・土のう積みなどの水防活動 ・水位計・カメラの設置 ・水害危険性の周知 ・水害対応タイムライン ・ホットライン ・広域避難の検討 直轄河川との連携
中流域								
合流点 (二級河川は下流域)								
下流域			大	遅い	大	小	長い	

表4 緊急行動計画と取組方針に位置づける施策

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 に位置づけられている施策	
円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	
	・ 洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）
	・ 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）
	・ 水害危険性の周知促進
	・ ICTを活用した洪水情報の提供
	・ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
	・ 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等
	・ ハザードマップの改良、周知、活用
	・ 浸水実績等の周知
	・ 防災教育の促進
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	
	・ 洪水予測や水位情報の提供の強化
被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	
	・ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
	・ 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）
	・ 水防訓練の充実
防災施設の整備等	
	・ 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）
	・ 樋門・樋管等の施設の整備

〔 緊急行動計画から取組方針に位置づける項目は、本協議会にて取り組む必要が生じた場合に、随時追加していくものとする。 〕

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築)	現状の取組状況 - 洪水時等に建設事務所長から市町村長に直接連絡する体制を導入（H29.6）した。 今後の取組方針 - 連絡体制を毎年出水期前に確認するとともに、運用を進めながら改善していく。	引き続き実施	愛知県市町村
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン) 【○】	現状の取組状況 - 市町村毎に水防計画や地域防災計画等に基づき避難指示等の判断をしている。 - 洪水予報河川、水位周知河川を対象に、水害対応タイムラインを作成した。 今後の取組方針 - 実際の洪水時や訓練など運用しながら改善していく。	引き続き実施	愛知県市町村 気象台
水害危険性の周知促進	現状の取組状況 - 洪水予報河川や水位周知河川以外の河川において、想定最大規模の降雨による浸水予想図を作成し情報提供を行っている。 今後の取組方針 - 水位周知河川及び水害危険性を周知する河川の選定・検討を行う。	引き続き実施 (拡充)	愛知県

上記表の「主な取組項目」の内、国管理河川の木曽川・庄内川水防災協議会が策定した「取組方針」に位置づけられている取組と類似する取組項目には、【○】を示している。

目標時期の欄の記述の解説については、表5を参照のこと。

取組機関の「市町村」には、水防事務組合を含む。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
ICT を活用した 洪水情報の提供 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・インターネット「愛知県川の防災情報」により河川水位、潮位、雨量、カメラ画像等の情報を提供している。 ・大雨、洪水などの防災情報を「登録型防災情報メール」として配信している。 ・新川、日光川、天白川流域の対象市町村には、指定河川洪水予報を緊急速報メールで自動配信している。 <u>今後の取組方針</u> ・住民等に対し分かりやすい洪水情報を提供していく。	引き続き実施	愛知県市町村
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<u>現状の取組状況</u> ・要配慮者利用施設管理者説明会を開催した。また、福祉部局主催の要配慮者利用施設管理者が集まる会議などに参加し、避難確保計画の作成の必要性について、説明している。 <u>今後の取組方針</u> ・浸水想定区域（洪水・高潮）の新たな指定等を含め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を進めていく。	引き続き実施 (拡充)	愛知県市町村
みずから守るプログラムの活用 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <u>今後の取組方針</u> ・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。	引き続き実施 (拡充)	愛知県市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
浸水想定区域の 早期指定、浸水 想定区域図の作 成・公表等	<u>現状の取組状況</u> ・ 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表している。 ・ 想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域を指定し、公表している。 <u>今後の取組方針</u> ・ 洪水及び高潮の浸水想定区域図の周知をしていく。	引き続 き実施 (拡充)	愛知県
ハザードマップ の改良、周知、 活用 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・ 洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等を対象に、ハザードマップを作成し、公表している。 <u>今後の取組方針</u> ・ 想定最大規模に対応したハザードマップ（洪水・高潮）を作成・周知していく。作成にあたっては、ユニバーサルデザインにも配慮していく。	引き続 き実施 (拡充)	市町村
浸水実績等の周 知 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・ 浸水実績図を作成してウェブサイト等で公表している。 <u>今後の取組方針</u> ・ 大規模な浸水被害が発生した場合、浸水実績図を作成・周知していく。さらに、浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知していく。	引き続 き実施	愛知県 市町村

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
防災教育の促進 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・要請に応じて出前講座等を行っている。 ・授業の中で水害教育を行うとともに、小中学校の学習指導要領（H29.3改定）に自然災害に関する内容が充実された。 <u>今後の取組方針</u> ・出前講座等をより多くの団体に活用してもらえよう促進していく。 ・小学生や保護者を対象とした「マイ・タイムライン」作成支援ツールを活用し、学校等へ普及拡大していく。	引き続き実施	愛知県 市町村 気象台
（再掲） みずから守るプログラムの活用 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <u>今後の取組方針</u> ・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。	引き続き実施 （拡充）	愛知県 市町村

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
洪水予測や水位情報の提供の強化 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・水位計、CCTV カメラ等によって河川を監視している。 ・水位計は、1 時間ごとや1 0 分ごとの水位をインターネットにより提供している。 ・河川監視用カメラは、河川の状況を動画や静止画により画像情報をインターネットにより提供している。 <u>今後の取組方針</u> ・市町村等が設置した水位計・監視カメラと情報提供について連携を図るとともに、水位計及び監視用カメラについて、配置計画やテレメータシステムの機器の拡充（欠測対策やシステムへのアクセス向上など）を検討し、整備を実施していく。	引き続き実施 (拡充)	愛知県 市町村
河川防災ステーションの整備（土砂備蓄拠点の選定・整備） 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・整備済みの土砂備蓄拠点を活用している。 <u>今後の取組方針</u> ・水防活動の資材として必要となる土砂の備蓄拠点箇所の選定や整備を実施していく。	引き続き実施 (拡充)	県 市町村

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・毎年、水防資機材の保有状況の確認を行っている。 ・毎年、重要水防箇所を始め河川管理施設や河川占用施設の巡視・点検等を行っている。 <u>今後の取組方針</u> ・県と市町村が連携して水防資機材の保有状況の確認を行っていくとともに、重要水防箇所の適切な巡視・点検等を行っていく。	引き続き実施	愛知県市町村
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・河川管理者と水防団等の情報共有を行っている。 <u>今後の取組方針</u> ・県と市町村が連携して水防団等の情報共有を行っていく。	引き続き実施	愛知県市町村
水防訓練の充実 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・毎年、関係機関や住民等の参加により水防訓練を実施している。 <u>今後の取組方針</u> ・より実践的な水防訓練となるよう、引き続き実施していく。	引き続き実施	愛知県市町村

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
堤防等河川管理 施設の整備 （洪水氾濫を未 然に防ぐ対策） 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・河川整備計画に基づき河道掘削等や河 道内及び河川構造物の維持管理を実施 している。 <u>今後の取組方針</u> ・河川整備計画に基づき河道整備等を実 施していく。 ・さらに、現況河道の流下能力を最大限 活用するために、堆積土砂・雑木等の 除去を実施していく。	引き続 き実施	愛知県
樋門・樋管等 の施設の整備 【○】	<u>現状の取組状況</u> ・あいち防災アクションプランに位置づ けた樋門等の耐震対策及び、老朽化対 策を実施している。 <u>今後の取組方針</u> ・樋門等の耐震対策及び老朽化対策を実 施していく。	引き続 き実施 (拡充)	愛知県

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標 時期	取組 機関
流域の対策	現状の取組状況 ・ 河川への流出を抑制する雨水貯留施設の整備や維持管理を実施している。 ・ 開発行為に伴う流出抑制対策の指導を行うとともに、開発に伴い設置した調節池の既存施設の維持管理を実施している。 ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の管理及び保全に取り組んでいる。 今後の取組方針 ・ 雨水貯留施設の整備や既存施設の適切な維持管理を実施していく。 （流域市町村が実施する貯留施設整備）（特定都市河川浸水被害対策法第9条 に基づく雨水貯留浸透施設） （特定都市河川流域における保全調整池の保全）など ・ 開発行為に伴う流出抑制対策に関する指導や、既存施設の維持管理を実施していく。 ・ ため池の適正な管理及び保全に取り組んでいく。	引き続き実施	愛知県 市町村

表 5 目標時期の記述内容に関する解説

目標時期の 記述内容	記述内容の解説
引き続き実施	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、引き続き実施する取組
引き続き実施 （拡充）	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、近年の大規模水害を受け新たな視点を踏まえるなど取組が拡充され、引き続き実施する取組。

4. フォローアップ

各構成員の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うとともに、「土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議」、「木曽川上流水防災協議会」、「木曽川下流水防災協議会」とも連携しながら進めていく。

【フォローアップのイメージ】

